許可番号　第０３０５０００２９０３号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　新潟県新潟市西区寺尾東一丁目１９番１９号

名　称　　新潟メスキュード株式会社

　　代表取締役　佐藤　弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事　　仁　坂　吉　伸

許　可　の　年　月　日　　令和　４年１２月１２日

許 可 の 有 効 年 月 日　　令和１１年１０月　７日

１．事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1)　廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2)　廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

3)　廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.0以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

4)　感染性産業廃棄物

5)　鉱さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

6)　廃石綿等

7)　ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

8)　燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

9)　汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

２．積替え又は保管を行う施設
　なし

３．許可の条件
　なし

４．許可の更新又は変更の状況
　平成２２年１０月　８日　新規許可　　平成２７年１０月１９日　更新許可、優良認定

５．積替え許可の有無（和歌山市区域）　　無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有